

添付書類確認一覧

令和7年度川崎認定保育園等保育料補助金（令和7年4月～令和8年3月分）

1 振込先の確認

- 申請書に御記入いただいた振込先口座の通帳のコピー
（申請者と同一名義のものに限る。）

【口座名義人のカタカナ、金融機関名、店番号、口座番号の記載があるページ】

（通帳がない場合は、キャッシュカードのコピーをとり、余白に金融機関名、支店名、口座種別、振込名義人のカタカナ氏名を記入してください。）

2 市民税所得割相当額の確認

補助対象児童が令和7年4月1日時点で0～2歳児かつ次の項目に該当する場合は税関係書類の添付が必要となります。

| | 書類提出が必要な方 | 必要書類・発行場所 |
|---|--|---|
| ① | 令和7年1月1日の時点で、川崎市外に保護者の住民登録があった方（単身赴任などで園児と別居している場合も含む） | ※いずれか1点を御提出ください。（各保護者分） <input type="checkbox"/> 令和7年度 市民税・県民税課税証明書（非課税証明書）のコピー （令和7年1月1日時点で住民登録していた市区町村にて発行可能） <input type="checkbox"/> 令和7年度 市民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー （自営業等の方に対し、令和7年6月頃に、令和7年1月1日付で住民登録していた市区町村から送付） <input type="checkbox"/> 令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書のコピー（切り取らずに1ページ以内に収めてください） （所得が給与所得のみの方に限ります） |
| ② | 令和6年1月から令和6年12月までの間に国外に住んでいた期間がある方 | <input type="checkbox"/> 令和6年中の収入が分かるもののコピー 収入がわかるものの提出ができない場合は申立書を求める場合があります。国外にいた期間の収入は、税法上、課税対象にはなりません。令和6年1月1日から令和6年12月31日までの国内外での合計収入額に基づき、市民税相当額を推定算出します。 |

- 税関係書類を提出せず、補助月額1万円になることに同意される方はこちらにレ点を記入の上、提出は不要です。

3 本人確認書類（電子申請の場合のみ）

本人確認書類の写し

マイナンバーカード（個人番号は隠してください）、運転免許証、旅券（パスポート）など官公署が発行した免許証、許可証、もしくは資格証明書（写真が貼付されたものに限る。）、健康保険証等、国民年金手帳、納税通知書（川崎市税）
のうち1点